



道路空間の利活用事業の実施期間延長及び実施区域の追加

呉市では、いわゆる「3密」の回避など新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために、商店街の店舗による、店先の道路空間（歩道部分）の利活用を通じた、新たな日常の風景を創るチャレンジを実施していますが、このたび、実施期間を延長するとともに、実施区域を追加することとしました。

〈オープンスペース@れんがどおり（中通2丁目～4丁目）〉の活用期間の延長等

- 1 活用期間 旧 7月22日（水）～ 8月31日（月）
新 〃 〃 ～11月30日（月） 各日11時～21時

- 2 活用状況 参加店舗数 12（8月21日現在）

テラス席の設置（飲食業）、商品の陳列（小売業）、

参加対象店舗が誘致する期間限定店の出店、イベント開催

〈オープンスペース@駅よこ^{ぜろ}番地〉の追加実施

- 1 対象道路 駅東側の歩道（喫茶レスト～オート小笠原）



- 2 参加対象 対象道路沿いの店舗（15店舗（路面店））

※今回を機に商店街組織を結成予定

- 3 活用期間 8月28日（金）（予定）～11月30日（月）の

各日9時～18時、19時～21時（駅利用ピークの時間帯を回避）



オープンスペース@れんがどおり

呉市では「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために
道路空間を利活用して「新たな日常」を創るチャレンジを始めます！

想定される
利活用の例

- テラス席で食事を楽しむ空間に。
- 商店が道路に溢れ出すワクワクする空間に。
- 既存店とコラボした期間限定店の出店 など



オープンスペース@れんがどおり

道路空間を利活用して商店街の新たな日常の風景を創るチャレンジ

呉市では、いわゆる「3密」の回避など新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために、商店街の店舗による、店先の道路空間（歩道部分）の利活用を通じた、新たな日常の風景を創るチャレンジを実施します。

「呉市商店街等道路空間の利活用事業」に参加する店舗は

7月22日（水）～11月30日（月）の間（※期間延長）、店先の道路空間（歩道部分）を利活用して、営業行為を行うことができます。

対象道路：れんがどおり沿い
（中通2丁目～4丁目）

【利活用までの流れ】

参加対象は対象道路沿いの店舗

- 1.参加申込 随時
- 2.市が承認
- 3.現地確認（申込者・市）
- 4.利活用

■期間：

7/22(水)～11/30(月)

■時間：各日11時～21時
(22時までに片付け完了)

中通1丁目1号線の歩道部分の一部（市が指定する範囲）
ただし、歩行空間を2m以上確保すること

参加方法

- 申請方法：郵送または呉市商工振興課へ持参
- 提出書類：呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱に基づく参加申込書、誓約書
- 参加店舗へのお願い（詳細は誓約書をご確認ください。）
 - ・歩行者の安全や道路空間の美観保持にご配慮ください。
 - ・トラブルが発生した場合、責任を持って解決に努めてください。
 - ・警察及び呉市の指示に従ってください。

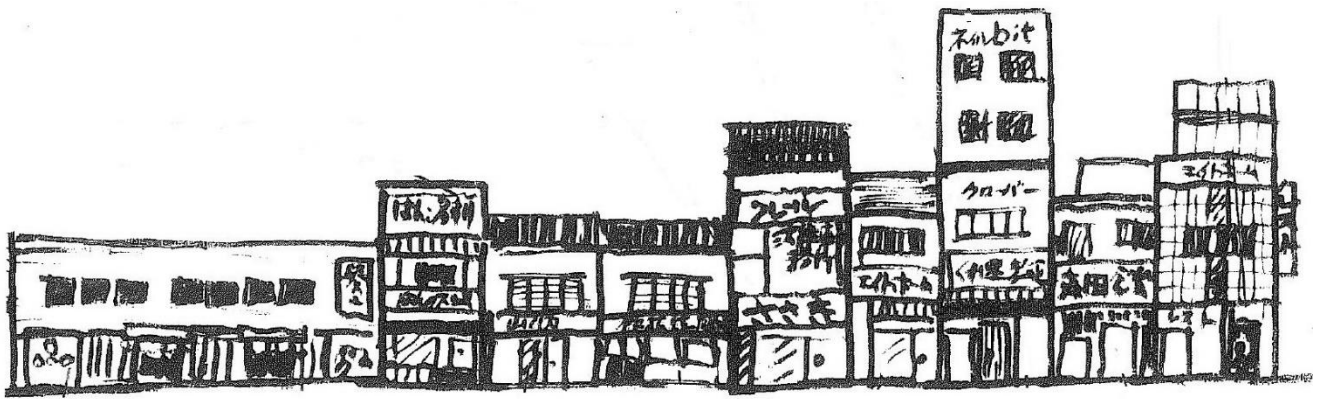
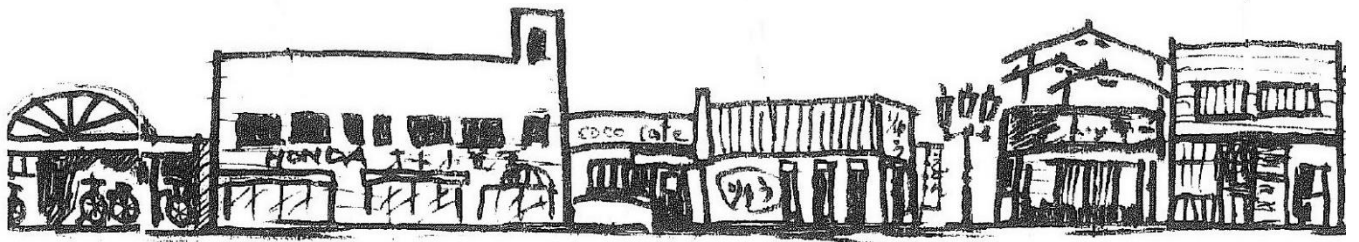
■問合せ先：〒737-8501 呉市中央4-1-6 市役所5階

呉市商工振興課商業グループ

電話：0823-25-3815 mail：syokou@city.kure.lg.jp



▲
詳しくは上記より



オープンスペース@駅よこ0番地

呉市では「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために
道路空間を利活用して「新たな日常」を創るチャレンジを始めます！

想定される
利活用の例

- テラス席で食事を楽しむ空間に。
- 商店が道路に溢れ出すワクワクする空間に。
- 既存店とコラボした期間限定店の出店 など



オープンスペース@駅よこ0番地

道路空間を利活用して商店街の新たな日常の風景を創るチャレンジ

呉市では、いわゆる「3密」の回避など新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい生活様式」に対応した環境づくりのために、商店街の店舗による、店先の道路空間（歩道部分）の利活用を通じた、新たな日常の風景を創るチャレンジを実施します。

「呉市商店街等道路空間の利活用事業」に参加する店舗は

8月28日（金）（予定）～11月30日（月）の間、店先の道路空間（歩道部分）を利活用して、営業行為を行うことができます。

対象道路：呉駅前広場東側の歩道
(中央1丁目9番3号前～中央1丁目9番17号前)



【利活用までの流れ】

参加対象は対象道路沿いの店舗

- 1.参加申込
- 2.市が承認
- 3.現地確認（申込者・市）
- 4.利活用

■期間：

8/28(金)_(予定)～11/30(月)

■時間：各日11時～18時

19時～21時
(22時までに片付け完了)

呉駅前本通1丁目線の歩道部分の一部（市が指定する範囲）
ただし、歩行空間を2m以上確保すること

参加方法

- 申請方法：郵送または呉市商工振興課へ持参（随時受付）
- 提出書類：呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱に基づく参加申込書、誓約書
- 参加店舗へのお願い（詳細は誓約書をご確認ください。）
 - ・歩行者の安全や道路空間の美観保持にご配慮ください。
 - ・トラブルが発生した場合、責任を持って解決に努めてください。
 - ・警察及び呉市の指示に従ってください。

■問合せ先：〒737-8501 呉市中央4-1-6 市役所5階

呉市商工振興課商業グループ

電話：0823-25-3815 mail：syokou@city.kure.lg.jp



▲
詳しくは上記より